

第4回相模川流域治水協議会 議事概要

■日 時：令和3年3月10日（水）15:30～16:30

■場 所：Web 会議（京浜河川事務所 第一会議室）

■出席者：相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、座間市、寒川町、愛川町、都留市、上野原市、西桂町、忍野村、山中湖村、小菅村、神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 災害対策課、環境農政局 総務室、緑政部 森林再生課、農政部 農地課、県土整備局 都市部 都市計画課、都市整備課、都市公園課、道路部 道路企画課、河川下水道部 河川課、砂防海岸課、下水道課、建築住宅部 住宅計画課、城山ダム管理事務所、企業庁 利水課、相模川水系ダム管理事務所、山梨県 治水課、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 関東整備局 水源林業務課長、相模川水系広域ダム管理事務所、農林水産省 関東農政局 農村振興部 設計課、京浜河川事務所

■議 題

- 1) 規約改定について
- 2) 相模川水系流域治水プロジェクト 最終とりまとめ（案）
- 3) 今後のスケジュールについて

■議事要旨

1) 規約改定について（資料－1）

相模川流域治水協議会規約の第3条別表1及び第6条の改定について説明し、了承された。
規約の第8条 附則について、本規約は、令和3年3月10日に改定することを確認した。

2) 相模川水系流域治水プロジェクト 最終とりまとめ（案）（資料－2）

資料－2について、事務局から資料の説明をし、構成員から以下の意見があった。

- ・「要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成」の取組について、取組を行っている市町村の厚木市を削除していただきたい。（厚木市）
- ・「マイ・タイムラインの取組推進」の取組について、平塚市も主体的にやっているのので、取組を行っている市町村に入れていただきたい。（平塚市）
- ・今回のプロジェクトとして、なにか目玉になるものとか、今後、プロジェクトとして検討した中で取組むというものがあるかお聞きしたい。（平塚市）

⇒今回、新たな施策の追加はしていないが、今後、また議論させていただきたい。（事務局）

3) 今後のスケジュールについて（資料－3）

資料－3について、事務局から資料の説明をし、構成員から以下の意見があった。

- ・今後、プロジェクトの進捗管理とか、プロジェクトによってこういう形で流域全体の治水ができたという結果など、どういう形で作っていくのかというようなイメージ的なスケジュールはあるか。（平塚市）

⇒今回で今年度の協議会は終了となるが、来年度に向けて協議会を継続し、今回の最終とりまと

めをフォローアップしながら、どういう形になるかはまだ決まっていないが、議論自体は今後
もさせていただきたいと考えている。(事務局)

・最終版として公表されるのは、資料2すべてということでしょうか。公表はどのような形で、構
成員に周知されるのか。(神奈川県河川課)

⇒今回の協議会は、先ずこの資料を以て公表させていただき、その後、最終的な公表の仕方等は、
上部機関とも調整し、周知させていただきたい。(事務局)

・バーチャートにある経済被害の軽減が、位置図に記載がないので、追加をお願いしたい。利水
ダム等の事前放流の記載が、河川毎に少し違うので、統一をお願いしたい。(神奈川県河川課)

・説明の中で、事業費とあったが、事業費というのはどのように公表するのか。(厚木市)

⇒調整中なのでまだ確定ではないが、プロジェクトのロードマップ・効果にある河川対策、砂防
対策、下水対策というところに、河川対策などの総額を記載するイメージ。(事務局)

・ロードマップで、短期・中期・長中期と分かれているが、最終的にはどれくらいの期間を想定
しているのか。(厚木市)

⇒国の河川整備計画の対象期間が概ね30年となっており、平成30年に整備計画が策定されてい
るので、だいたい令和29年度末を想定している。(事務局)

・利水ダム等における事前放流のイメージ図について、グラフのような大きな貯留というのは、
利水ダムでは難しいので、多目的ダムにおける事前放流のイメージ図と修正していただきたい。
(神奈川県相模川水系ダム管理事務所)

・今回のプロジェクトでいろんな対策が見えてきたところ。これを各市町村が推進していくため
にも、対策に位置づけられたものが実施しやすいような補助体制などを作っていただけるとあ
りがたい。(平塚市)

・本日いただいたご意見・ご指摘については、資料の修正および上部機関等に伝えさせていただ
き、資料の修正については、改めて構成員の皆様にも共有をさせていただく。(事務局)